

平成二十六年三月三十一日付け広島県報（定期）第二十五号の目次の一部を次のように訂正する。

総務局総務課長

ページ	行	誤	正
一	後二〇二〇年十一月か	職員の高齢者部分休業に関する条例第二条第二項の任命権者が定める時間を定める訓令	職員の高齢者部分休業に関する条例第二条第二項の任命権者が定める時間を定める訓令 (県法規登載)